

企画競争実施の公示

令和 8 年 9 月 3 0 日

支出負担行為担当官 稚内開発建設部長 北原 政宏

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 稚内開発建設部用地取得等のための不動産鑑定評価業務
- (2) 業務内容 稚内開発建設部が用地取得等のために必要となる(4)に掲げる評価対象地域内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書等を含む。)の作成並びにこれらに付随する諸業務。
- (3) 履行期限 令和 9 年 3 月 2 4 日
- (4) 評価対象地域 依頼する業務の評価対象地域は、次の各号に掲げる地域区分とする。
《農業事業》
 - 一 天塩郡幌延町内の農地地域(鑑定評価書 1 件、意見書 1 件)
 - 二 宗谷郡猿払村内の林地地域(意見書 1 件)
- (5) 電子調達システム(G E P S)の利用
本件は、企画提案書の提出、特定通知等の手続き等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難しい場合は、紙方式参加願(別記様式 1)を提出するものとする。

2. 企画競争参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号)第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
また、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時まで競争参加資格の決定を受けていること。
- (3) 会社更生法(平成 1 4 年法律第 1 5 4 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 1 1 年法律第 2 2 5 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
また、更生手続開始の決定を受けた者又は再生手続開始の決定を受けた者は、次に掲げる書類を提出していること。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写し）

イ 決定等に伴い、定款、役員等に変更があった場合は、競争参加資格審査申請書変更届

- (4) 企画提案書の提出者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「企画競争実施に係る説明書」参照）。
- (5) 企画提案書の提出期限の日から見積の時までに、北海道開発局長から指名停止を受けていないこと。
- (6) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であること。
- (7) 業務に従事する不動産鑑定士が、企画提案書の提出期限の日から見積の時までに、不動産の鑑定評価に関する法律第40条に規定する懲戒処分を受けていないこと。
- (8) 企画提案書の提出期限の日から見積の時までに、不動産の鑑定評価に関する法律第41条に規定する監督処分を受けていないこと。ただし、地域を限定した業務停止処分を受けている場合において、業務停止処分を受けた地域が当該業務の対象地域と異なる場合は、この限りでない。
- (9) 平成28年度以降公示日までに一件以上の不動産の鑑定評価の実績を有すること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 電子調達システムから説明書等を直接ダウンロードした者であること、又は支出負担行為担当官から説明書等の交付を受けた者であること。
- (12) 北海道内に本店、支店又は営業所、その他業務を適正に履行することが可能な営業拠点を有する者であること。

3. 特定するための評価基準

- (1) 地価公示標準地の評価等に関する実績
- (2) 地価調査基準地の評価等に関する実績
- (3) 鑑定評価実績
公共用地取得に係る鑑定評価実績、一般鑑定評価実績 等
- (4) 業務実施方針
評価対象地域の地域動向、適正な鑑定評価額を求めるために用いる鑑定評価手法等、依頼者等が十分理解できる鑑定評価報告書の作成方針について 等
- (5) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4. 手続等

- (1) 担当部局

〒０９７－８５２７ 北海道稚内市末広５丁目６番１号

国土交通省 北海道開発局 稚内開発建設部 契約課長補佐（調達）

電 話：０１６２－３３－１０７４

電子メール：hkd-wk-chotatu@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間

令和８年９月３０日から令和８年１１月１８日まで

イ 交付方法

電子調達システムにより交付する。ダウンロード方法は、以下の北海道開発局ホームページを参照すること。

（説明書等に対する質問があった場合の回答についても同様にダウンロード機能により交付するので、ダウンロードの際に「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックを入れること。）

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/kaikai/ud49g70000006ao7-att/slo5pa000000snxv.pdf>

また、電子調達システム未導入であっても、インターネット環境があれば交付を受けることが可能である。ただし、やむを得ない事由により電子調達システムによる交付を受けることが困難な場合は上記(1)に問い合わせること。

(3) 電子調達システムのURL

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

※ システムの都合上「企画競争」については、電子調達システムの「公募型プロポーザル機能」において掲載している。

(4) 企画提案書の提出期限及び方法

ア 提出期限

令和８年１０月１９日１２時００分

イ 提出方法

電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合及び紙方式参加願（別記様式１）を提出した場合においては、原則として上記(1)に記載のアドレスあてに電子メールにより提出すること。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で２次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を

予定している書類とする。

- (7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。